

子どもたちに 安全な教育環境を！

～「保土ヶ谷高校シックスクール裁判」～

ここでは授業ができない

お子さんの通う教室でシンナーの臭いがしていたら、どう思われますか。
それが、半年間続いたとしても、平気でいられるでしょうか。



2004年9月、神奈川県立保土ヶ谷高校で雨漏り防水工事が行われました。
工事は、授業中に行われ、1,500 kgのウレタン防水材が使用されました。有毒な有機溶剤を大量に含むものでした。

工事の初日から、つよいシンナー臭が充満しました。天井コンクリートがぼろぼろにひび割れており、その補修処理をしないまま防水工事が進められた結果、コンクリート自体にも有機溶剤がしみこみました。そのしみこんだ箇所から、強烈なシンナー臭が発生し続けたのです。ひび割れ箇所はのべ203mにも及んだそうです。

「なんとかしてくれ」

直下の教室にいた三人の芸術科教師は、必死に管理職に訴えました。しかし、返ってきたのは「換気しろ」という指示だけ。使用材料の情報もなく、検査も行われませんでした。

結局、実際に現場での計測が行われたのは、工事後4か月を過ぎてからでした。

直後に大量の放散がなされる有機物質の4か月後の計測は、いってみれば残留数値にすぎません。が、横浜地裁では、この数値をたてにとり、化学物質過敏症の基準を満たしていないと、訴えを退けました。

では、それから二か月たつたはずの校舎内で、全校生徒の約半数にあたる300名以上の生徒が体調不良を訴えた事実をどう説明するのでしょうか。

行政が逃げ、裁判所がそれを追認した「安全な場所」で、子どもたちが病気になる。こんなばかなことがまかり通るのでしょうか。

「保土ヶ谷高校シックスクール裁判」とは

2005年5月、神奈川県立保土ヶ谷高校で、屋上防水工事で使用されていた揮発性有機溶剤が、老朽化した校舎の天井を通り抜けて放散され、全校生徒660名中、308名もの大勢の生徒が有機溶剤を吸い込み体調不良を訴える事故が発生、新聞やNHKニュースで報道されました。

この事故は、前年の2004年9月に保土ヶ谷高校で防水工事が行われた時点から異臭がし、2名の教師が体調不良を訴えていたにもかかわらず、防水工事現場の直下や周辺の教室で約半年間、有機溶剤が放散する中、授業を行うことを余儀なくされ起きたものです。教師達は、生徒達を有毒物質から守るために、学校、工事業者、教育委員会、知事に対して何度も調査改善を求めてきましたが、気温の低下で放散量が減少する1月下旬に至るまで、有効な濃度測定も行わず、上記のような大事故に繋がるまで抜本的な対応がなされませんでした。

2010年3月30日、本件事故により化学物質過敏症を発症した教師が、神奈川県教育委員会の学校に対する安全配慮義務に問題があったとして、裁判を提起しました。



原告：柳沼英夫氏

(ウラにつづく)

地裁では不当判決

しかし、2014年9月30日、横浜地裁では、原告の請求を棄却する不当判決が出されました。

地裁判決は、被告・県教委による高濃度汚染事実の隠蔽というべき状況があるにもかかわらず、有効な測定がなされていないことから、「室内濃度が最も高かった時期における濃度の具体的数値は不明である」とし、「本件防水工事後のいずれの時点においても、(中略) VOC室内濃度が指針値を大幅に超えるような高濃度であったと認めることはできない」と判示しました。

しかも、原告らが申請した、この隠蔽経過に関する証人申請を、すべて不要ということで却下しました。その上で、このような認定を行ったものです。

この判決では、被告・県教委の隠蔽を看過することになり、あまりに不当といわざるを得ません。

高裁で公正な判決を！

原告となった上記の教師、またその支援をする私たちの望みは、何よりも生徒達の学習環境の安全を守ることです。使用有機溶剤の危険性の調査もせず、その危険性を連絡することもなく安全であると言い続け、教師達、生徒達を有毒物質に半年間以上もの間さらしてきた責任は重く、このようなことは二度とあってはなりません。

神奈川県議会では、工事直前の2004年7月にシックハウス事故を議論し、知事以下幹部は、化学物質の危険性と対策の重要性を熟知しており、神奈川県教育委員会の学校に対する安全配慮義務に問題があったことは明らかです。

高等裁判所におかれましては、上記の趣旨を踏まえ正義に則った公正かつ適正な判決をお願いいたします。

<裁判 判決>

1月27日(水) 15:00~

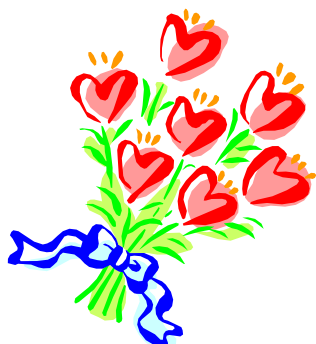
東京高裁817号法廷

*14:30頃に抽選が予想されます。

ぜひ多くのかたの傍聴をお願いいたします。

<東京高裁最寄駅>

- 1 東京メトロ有楽町線 桜田門駅下車 徒歩約3分
- 2 東京メトロ丸ノ内線、日比谷線、千代田線
霞ヶ関駅下車 徒歩約2分~5分



保土ヶ谷高校シックスクール裁判を支援する会

(連絡先:大和田080-5507-9862)

2016. 1. 24 発行